

第3 出資団体の監査結果

1 出資団体監査結果の概要

(1) 監査対象の概要

出資団体の監査実施数は、31団体であり、そのうち公の施設の管理を受託している団体が9団体あった。

監査対象とした、出資団体の内訳は次の表のとおりである。

出資比率	法人形態				計
	株式会社	財団法人	特殊法人	その他	
25%以上 50%未満	3	6			9
50%以上 75%未満	8	2	1	1	12
75%以上 100%未満		2	1		3
全額出資(100%)		5	1	1	7
計	11	15	3	2	31

(2) 監査結果の概要

平成12年9月4日から平成13年5月16日までの間で監査を実施した結果、20団体(局)に対し指摘事項及び9団体(局)に対し意見要望事項を付している。

平成12年度財政援助団体等監査指摘件数及び付した意見要望件数表

区 分	頁	局関係	団体 関係	共通 関係	計	意見 要望
株式会社セントラルプラザ	204		1		1	
株式会社東京国際貿易センター	212					1
財団法人東京港埠頭公社	219	1	4		5	1
財団法人東京国際交流財団	246		2		2	
株式会社東京テレポートセンターほか2団体	265		1	1	2	1
財団法人東京都交響楽団	308		1		1	
東京都市開発株式会社	326					1
社会福祉法人東京都社会福祉事業団	336		4	1	5	1
東京都住宅供給公社	356	1	5		6	
財団法人東京都生涯学習文化財団	376		2	1	3	1
財団法人東京都新都市建設公社	400		2		2	1
財団法人東京都地域福祉財団	436		1		1	
東京都道路公社	464		1		1	1
財団法人東京都福利厚生事業団	480		1		1	
財団法人東京都保健医療公社	508		3		3	
東京トラフィック開発株式会社	524	1	3	2	6	
財団法人東京都歴史文化財団	532		3	1	4	
財団法人東京都老人総合研究所	555	1	3		4	
東京臨海熱供給株式会社	573					1
合 計		4	37	6	47	9

(注) 指摘事項及び意見要望事項のある報告書の標題を掲げた。

各団体に付した指摘事項の内容は、次の表のとおりである。

指 摘 の 概 要	指摘件数
契約事務に適切を欠くとしたもの	16件
会計処理に適切を欠くとしたもの	15件
財産の管理等を適切に行うよう求めたもの	6件
局からの受託事業の執行に適切を欠くとしたもの	3件
その他	7件
計	47件

主な指摘事例は次のとおりである。

ア 契約事務に適切を欠くとしたもの

土地賃貸契約の締結を適切に行うべきもの

局は、会社に土地を貸し付けており、会社は、その土地を局の承諾の下にA、Bに転貸しているが、転貸差益として月額93万余円（年間1,121万余円）が会社の経常利益として計上されており適切でない。

（ 交 通 局 ）

イ 会計処理に適切を欠くとしたもの

会計処理等を適切に指導すべきもの

局は、若州海浜公園のゴルフ場の管理運営を公社に委託しており、公社は、受託事業（ゴルフ事業）と公社事業（キャディ事業）を併せて経理するとして局の承認を受けているが、受託事業と公社事業を一括経理したことで、受託事業の剰余金で公社事業の不足分（1,101万余円）が補てんされており不適切な会計処理となっていることから、会計処理等を適切に指導すべきもの

（ 港 湾 局 ）

ウ 財産の管理等を適切に行うよう求めたもの

使用料の請求等を適切に行うべきもの

公社は、公社住宅に係る土地等の使用承認を行った場合、使用料を払込通知書により納付させることとしているが、Hの平成11年4月1日から3年間の使用承認期間に係る使用料884万余円（3年分）について、払込通知書の送付を行っておらず適切でない。

(東京都住宅供給公社)

エ その他

敷金の受入及び賃料等の収入に努めるべきもの

会社は、テレコムセンターの一部をAに賃貸し、Aは、平成8年12月までに敷金(934万余円)を会社に預託するとなっているが、監査日現在、いまだに会社に預託されていない。また、賃料等についても平成11年12月分から未納(308万余円)となっている。

(株式会社東京レポートセンター)

インターネット利用を検討し経費削減を図るべきもの

財団は、写真美術館の開設時にインターネット利用が高額であったことなどからCD-ROMによる情報提供等のサービスを年額102万余円(平成11年度)で契約しているが、現在では、インターネットを利用することで類似のサービスを安価で必要に応じ常時利用することが可能となっていることから、インターネット利用を検討し、経費削減を図られたい。

(財団法人東京都歴史文化財団)

なお、意見要望事項は9件付しており、その主なものは次のとおりである。

ア 用地取得のあり方等について検討すべきもの

公社は、約53万 m^2 の土地を保有しているが、昭和63年以降取得した用地の多くは、実勢価格が取得価格を下回っている。特に、地方公共団体が施行する土地区画整理事業用として買収した約5万 m^2 にあつては、その傾向が顕著であり、その中には、事業の完了が間近であるにもかかわらず、その用途が明確になっていないものもある。

これらの用地は、売却時に多額の損失が生じることも予測され、公社経営を圧迫する要因にもなりかねないことから、今後の用地取得のあり方等について検討されたい。

(財団法人東京都新都市建設公社)

イ 公社の事業運営について

公社は、稲城大橋有料道路及び練馬駅北口地下駐車場を建設し供用しているが、

平成11年度までの計画収入額に対する収入実績は、有料道路で60.5%、駐車場で33.4%となっている。

これらの施設の建設資金は主に借入金で賄われ、その償還は業務収入で行うこととされているが、収入実績の低調により、償還金の支払に支障をきたすことが予想されることから、借入金の償還計画の見直しを検討するなど、経営の安定化に努力されたい。

(東京都道路公社)

ウ 事業団の決算処理について検討すべきもの

事業団は、事業団の会計単位を本部会計と施設会計とし、施設会計は、所属施設ごとの経理を会計すると経理規程に定め、この規程に基づき決算を行い、事業団として統合された決算書は作成していない。

しかし、平成12年度から23施設について、都から委託を受け事業の運営を行うこととなることから、各施設ごとの決算書だけではなく、事業団全体の経営状況が把握できるよう、統合された決算書の作成について、経理規程の改正も含め検討されたい。

(社会福祉法人社会福祉事業団)